



**チェック
しなくちゃ。
最低賃金**

徳島県最低賃金

766円

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

徳島県最低賃金は、県内で働く全ての労働者に適用されます。
なお、下記の産業には特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者	発効日
造作材・合板・ 建築用組立材料 製造業	857	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者	平成 30年 12月 21日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	900	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	862	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	

ご利用ください！「業務改善助成金」

「業務改善助成金」は生産性向上のための設備投資などを行って、事業内の最低賃金を一定以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

お問い合わせ・ご相談

最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金は 徳島労働局雇用環境・均等室 (TEL088-652-2718) へ

ホームページにも最低賃金の情報が掲載されています。 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/>



1 最低賃金はすべての人に適用されます

最低賃金は、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の①～⑤の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神または身体の障害により著しく労働能力の低い方
 - ②試の使用期間の方
 - ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうちの厚生労働省令で定める方
 - ④軽易な業務に従事する方
 - ⑤断続的労働に従事する方
- 減額の特例許可を受けようとする使用者は、所定の様式による申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

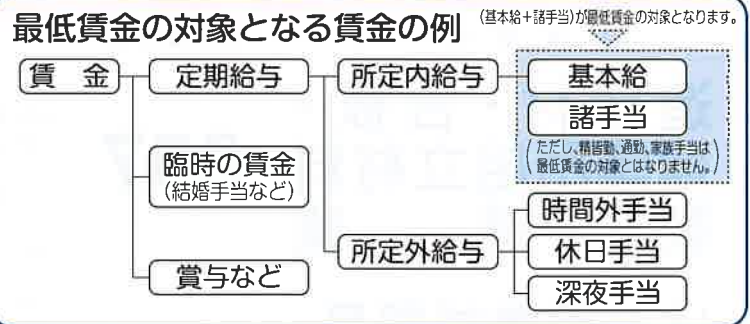
2 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが、最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



3 最低賃金額との比較方法

地域別最低賃金及び特定最低賃金ともに、時間額のみが表示となっていますので、実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、②に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

■最低賃金との比較方法

あなたの給料が、

①時間給の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額}$$

②日給の場合

$$\text{日給} \div 1 \text{日平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

③月給の場合

$$\text{月給} \div 1 \text{か月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

④上記①、②、③の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ①、③式により時間額

に換算し、それらを合計したものを最低賃金額と比較します。

月給制の場合の比較方法の例

徳島県で働くAさんの労働時間と月給は、

- 1日の所定労働時間は8時間
- 年間所定労働日数 252日
- 年間総所定労働時間
8時間 × 252日 = 2,016時間
- 月給 128,500円

■徳島県最低賃金額は766円(時間額)ですので、

$$\frac{128,500 \text{円}}{2,016 \text{時間} \div 12 \text{ヵ月}} = 764.88 \text{円} < 766 \text{円}$$

したがって、この場合は

最低賃金額を下回ることとなります。